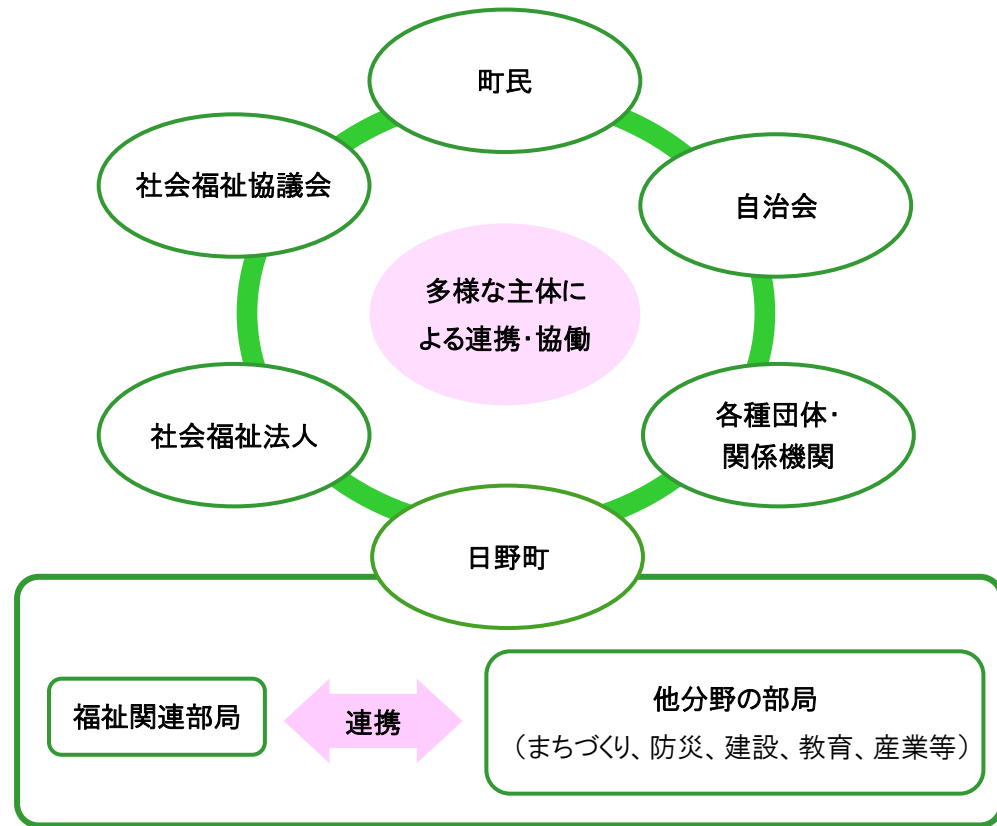


計画の推進体制

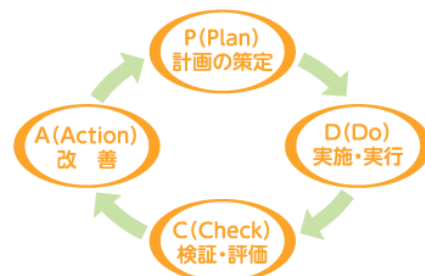
本計画の推進のためには、町民をはじめとして、町・社会福祉協議会・その他関係機関や団体等がそれぞれの専門性を活かし、連携・協働していきます。また、庁内においても、福祉分野だけでなく、まちづくり、防災、建設、教育、産業等の他分野とも適宜連絡・調整を行うなど、一体となった連携体制の下、計画の推進を図ります。



○進行管理

本計画の着実な推進のため、関係各課の相互の連携・調整を図り、全庁的な体制のもと、計画の進捗状況の把握・点検、進行管理、評価・見直しに努めます。

なお、計画最終年度である令和8年度(2026年)には、計画の実施状況を評価し、次期計画を策定します。



日野町地域福祉計画（第4期）《概要版》

発行年月：令和3年3月

発行・編集：日野町 福祉保健課

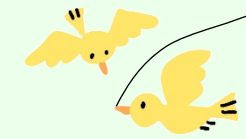
〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地

TEL：0748-52-1211（代） FAX：0748-52-0089

日野町地域福祉計画（第4期）

2021年度～2026年度

概要版



計画の概要

近年、人口減少や少子高齢化の進行、単身世帯や非正規雇用者の増加、社会構造の変化やライフスタイルの多様化等により、人と人とのつながりや地域における支え合いの希薄化がみられるなど、地域を取り巻く状況は変化しています。こうした社会の変化を背景に、福祉を取り巻く課題は多様化・複雑化するとともに、必要な支援やサービスを利用することができない「制度の狭間」にある人の増加も課題となっています。

このような課題に対し、国では介護保険制度や生活困窮者自立支援制度、障害者差別解消法等の福祉関連法・制度の整備が進められ、制度・分野ごとの「縦割り」や地域における「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域の支え合い活動に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が掲げられました。

これらの背景を踏まえ、日野町では、地域福祉施策を取り巻く現状と課題及び平成28年に策定された「日野町地域福祉計画（第3期）」の進捗を整理したうえで、地域福祉のさらなる推進を図るべく、「日野町地域福祉計画（第4期）」を策定しました。

地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域において人々が安心して暮らせるよう、住民、行政、公私の社会福祉関係者が、お互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方のことです。

近年、社会・経済状況の変化に伴い、これまで福祉の対象となりづらかった、引きこもり、虐待、雇用が不安定な労働者等の社会的な課題が顕在化しています。

そのような中、これからも人々が地域で安心して暮らし続けていくためには、住民、行政、社会福祉関係者が連携し、協働で地域福祉を推進していくことが大切です。

行政は、これら地域住民等が主体となった活動に対しての支援や相談支援体制の構築等の基盤整備を通じて、地域との協働により、互いに支え、支えられる地域社会を構築する必要があります。

令和3年3月

日野町

基本目標 誰もが健康に、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり

施策体系 基本方針1 支え合い、助け合いが活発なまちづくり

施策1 町民同士で支え合う仕組みづくり

町民がつながり、支え合うことのできる関係づくりを推進するとともに、町民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができるよう、取り組みの充実を図ります。

主な取組

- 地域福祉への理解を深める研修
- 多分野における地域活動の連携強化等

施策2 地域福祉活動への参加の促進

関係機関と連携し、地域福祉意識の向上を図り、地域福祉活動への参加を推進します。また、各種講座や体験の機会を通じて地域福祉活動の担い手の育成・活躍の場をつくります。

主な取組

- 地域福祉活動に関する情報発信
- 将来の担い手づくりの推進等

施策3 地域で助け合う環境づくりの促進

地域での交流を促進し、コミュニティづくりを充実するとともに、福祉のまちづくりについて学ぶ機会を整備することで、助け合う環境をつくります。

主な取組

- 各地区のサロンの充実
- 各種養成講座・研修会の開催

基本方針2 誰もが自分らしい生活ができるまちづくり

施策1 自分らしい生活を送るための支援の充実

困り事がある人や支援を必要とする人が気軽に相談できる環境づくりや包括的な相談窓口の設置等を推進するとともに、福祉サービスについて、内容の周知や情報発信の方法等の充実に努めます。

主な取組

- 制度や福祉サービス等の情報提供
- 心身の健康づくり
- 包括的な相談支援体制の充実等

施策2 一人ひとりの生活を守るための取組の推進

成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及啓発、虐待防止対策等を通して、各制度等の理解促進を図るとともに、町民の権利を守ることができるよう取り組みを推進します

主な取組

- 関係者との連携を通じた情報収集
- 町民の権利を守る支援の充実等

施策3 生活困窮者等の自立のための環境づくり

生活困窮者、社会的孤立者、就労・居住に課題を抱える人への支援、複合的な課題を抱える人や制度の狭間にある人への支援も含め、包括的な支援を推進します。

主な取組

- 生活困窮者対策の推進
- 就労支援の充実等

施策4 再犯防止の支援の推進

再犯の防止に向けて、再犯防止に関する地域の理解を深めるとともに、立ち直りの支援や安定した生活を送る支援を通じて、犯罪や非行に関わった人の立ち直りを支えます。

主な取組

- 再犯防止の環境づくり
- 広報等を通じた再犯防止の理解促進等

基本方針3 誰もが安心して暮らし続けられる安全なまちづくり

施策1 防災・防犯対策の推進

身近な地域における防災訓練、防犯体制の充実を推進するとともに、高齢者や障がいのある人等、特に災害時に支援が必要な人の把握や安全確保の推進、地域全体の見守り体制の整備等、地域の防災力・防犯力を高める取組を推進します。

主な取り組み

- 避難行動要支援者の個別支援計画作成と支援体制の充実
- 声かけ、見守りを通じた防犯環境の整備等

施策2 安全な交通環境の整備

公共交通のバリアフリー化やデマンドタクシーの充実等、町内の移動手段を確保するとともに、啓発や道路環境等の整備を通じ、誰もが町内で安心して移動できる安全な交通環境の整備を推進します。

主な取り組み

- 移動手段の確保の推進
- 交通安全に対する意識啓発の充実等

施策3 感染症対策の推進

町内で感染症が発生した場合に備えた対策を充実するとともに、感染症に関する情報の発信、感染の予防に関する啓発の充実等を通じて、安心して暮らせる環境づくりに努めます。

主な取組

- 感染症予防の推進
- 感染症や相談先等の啓発の充実等

主体	期待される役割
町民	「地域福祉の主役」 地域福祉を担う主役として、日頃から助けあいや支えあいの活動を行います。
地域	「地域福祉活動の実践者」 地区や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO 法人等において、地域全体で福祉活動を展開します。
福祉事業者・団体	「専門的な福祉サービスの提供」 専門機能を活かしつつ、地域団体等と連携した福祉サービスを提供します。
町社会福祉協議会	「地域福祉のコーディネート」 地域団体の連携をコーディネートし、地域福祉活動を推進します。
行政	「地域福祉・地域包括ケアの体制づくり」 これまでの福祉分野のみならず、保健・医療や就労等の分野にまたがった、新たな地域福祉を展開しやすいしくみや体制づくりを行います。